

署に転送して手続きを行う。

(二) 大陸地区在住者：台湾地区と大陸地区人民關係条例第四条第一項で定められた機構或いは第二項の規定で委託された民間団体が大陸地区で設立した現地駐在機関に申請する。そこから申請案件を本署に転送して手続きを行う；現地駐在機関がない場合、当事者本人の親族或いは配偶者又はその委託をする移民業務機構、甲種以上の旅行社が本署に対し代理申請を行うべきである。

(三) 香港或いはマカオ在住者：行政院が香港或いはマカオに設立又は指定した機構或いは委託する民間団体に申請する。本署から派遣駐在している審査官が審査した後、申請案件を本署に転送して手続きを行う。

(四) 台湾地区居住者：当事者又は代理人、移民業務機構が本署各サービスセンターに申請する。

三、必要書類：

(一) 申請書 1 通、正面カラー脱帽の写真 1 枚貼付。(国民身分証用の写真と同じ規格)

(二) 僑居地又は居住地の身分証明。

- (三) 我が国の旅券或いは中華民国国籍を有することを証明できる証明、例えば、入国許可証副本、国籍証明書、華僑身分証明書（華裔証明が貼付された書類で僑務委員会が発行したものは含まない）或いは国防部は本人に発給した元国軍官兵証明書類等。
- (四) 最近3ヶ月以内に発行された僑居地又は居住地の警察記録証明書；20才未満は添付免除。（人数制限がある場合は、許可時に提出する）
- (五) 最近3ヶ月以内の健康検査合格証明（行政院衛生署が指定した公私立病院で検査するとともに、規定の健康検査項目表【乙表】に符合すること。；妊婦は【胸部X光検査】は免除）；6才未満は予防接種証明でよい。（人数制限がある場合は、許可時に提出する）
- (六) 大陸地区で出生した方は、海基会が認証した大陸地区で戸籍を設けていないこと及び大陸地区の旅券を所持していない旨の証明書類を提出すること。
- (七) 委任状：代理人が申請する場合は、委任状を添付

する。代理申請人署名捺印欄には、自筆署名捺印すること。

(八) すでに入国し、停留期間中に申請する方は、入国許可証明書類。

(九) 許可証の規定費用台湾ドル (TWD) 600 元；すでに合法的に入国し停留期間中に申請した方は 400 元。

(十) 関連証明書類 (一覧表参照)

四、注意事項

(一) 台湾地区居留案件の申請に関し、提出書類に不備不足があれば、本署は書面にて通知する。送達の翌日から 15 日以内に補完すること。(申請書類が国外から取り寄せ或いは国外申請の案件の補完期間は 3 ヶ月とする)。規定の期間内に補完しない場合、本署は申請を却下できる。

(二) 規定により提出された書類で外国語の書類は、在外公館で認証した上、さらに在外公館或いは国内公証人が認証した中国語訳文を添付すること。香港、マカオ或いは大陸地区で作成された文書は香港中華旅行社、マカオ台北経済文化中心或いは海

基会で認証を受ける。

- (三) 国外で申請して、居留が許可された方には単次入国許可証及び台湾地区居留証副本が発給される。申請者はそれを所持して入国し、入国の翌日から15日以内に当事者本人が台湾地区居留証副本、外僑居留証（ない方は不要）、居住地身分証明（正本は返還、コピーのみ残す）とその副本と同じカラー写真1枚及びその他本署が要求する書類などを揃えて本署各サービスセンターへ行って、台湾地区居留証を受け取る。但し、14才未満の方は、その法定代理人或いは書留郵便で受領できる。

- 五、申請場所及び問合せ先：本署各県市のサービスセンター；連絡先のインフォメーションは本署のホームページをご覧ください。

本署HPアドレス：<http://www.immigration.gov.tw>